

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所受託出張規程

制定 平成19年4月1日 19規程第16号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）が外部機関からの委託を受けて行う出張であって、出張費用が研究所に納付される場合の出張に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「出張」とは、委託を受けて行う、研究業務打ち合わせ、調査、講演、技術研修、分析、鑑定、検査等のため、役職員等を旅行させることをいう。

2 この規程において「申請者」とは、研究所に役職員等の出張を委託した者をいう。

(出張の申請)

**第3条** 申請者は、企画本部長が別に定める必要事項を記載した書面（以下「申請書」という。）を研究所に提出する。

(受諾の基準)

**第4条** 研究所は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、申請案件が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当するときは、申請のあった出張を受諾することができる。

2 研究所は、前項の受諾をするときは、企画本部長が別に定める受託出張承諾書（以下「承諾書」という。）を申請者に送付する。

3 研究所は、第1項の審査の結果、申請のあった出張を受諾しないこととなったときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知する。

(費用の納付)

**第5条** 申請者は、承諾書及び研究所の発行する請求書を受け取ったときは、その請求書に従い、次の各号に掲げる費用及び消費税の合計額を指定する期日までに納付する。

一 旅費 国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程（13規程第42号）に基づき算定する額

二 間接経費 連携研究等経費算定要領（19要領第15号）に定める額

三 消費税

(費用の減免)

**第6条** 研究所は、出張の目的が極めて公共性の高いものである場合は、前条第2号に定める間接経費の納付を免除することができる。

(出張の中止)

**第7条** 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、出張を中止することができる。

- 一 出張により、研究所の業務に重大な支障が生じるおそれがある場合
- 二 申請者が第5条の費用を定められた期日までに納付しなかった場合
- 三 天災その他やむを得ない事由により、出張が困難となった場合

2 研究所は、前項の規定により出張を中止した場合は、遅滞なく申請者にその旨を通知しなければならない。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(職員受託出張規則の廃止)
- 2 職員受託出張規則(13規則第24号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の職員受託出張規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた申請、受諾その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申請、受諾その他の行為とみなす。
- 4 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### **附 則(22規程第95号・一部改正)**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成22年12月31日までの間における第3条及び第4条の適用については、それぞれ当該各条に規定する別紙様式第1及び別紙様式第3中「管理監」とあるのは「産学官連携推進部長」とする。

#### **附 則(22規程第116号・一部改正)**

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

#### **附 則(24規程第24号・一部改正)**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### **附 則(25規程第48号・一部改正)**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

#### **附 則(26規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則(27規程第18号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則(27規程第69号・一部改正)**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

#### **附 則(30規程第14号・一部改正)**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（令02規程第26号・一部改正）**

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

**附 則（令04規程第7号・一部改正）**

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則（令04規程第53号・一部改正）**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令05規程第20号・一部改正）**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。